

横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案）

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるようにしてください。
- ・川崎市側にも延伸することから、それぞれの環境影響評価手続きの状況について両市と十分な情報共有を図り、円滑な手続きに努めてください。
- ・駅及び駅周辺の交通への影響を考慮し、まちづくり関係者と十分な連携、調整に努めてください。

□基本的な配慮事項

配慮指針に掲げられている配慮事項	選定	都市計画決定権者が配慮書に記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</p> <p>ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート、構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、構造形式は地下式を基本とし、改変区域を極力少なくすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避、低減するよう配慮します。 ・駅部の開削工事や、作業ヤード等として公園、緑地の一部を改変する可能性がある場合、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、公園、緑地が持つ都市緑地としての機能や、生物多様性の保全に配慮しながら、公園、緑地の将来の運用形態について関係機関と調整していきます。 ・工事に伴い黒須田川を改変する場合は、関係機関と調整し、水循環（河川の形態、水量）や安全（浸水）に配慮します。 ・事業の実施に当たっては「横浜市地球温暖化対策実行計画」により、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施します。また、高効率、省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入、新たに構築する鉄道施設の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に影響を与える湧水について、十分な配慮に努めてください。
<p>(2)【環境資源等の現況把握】</p> <p>ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画策定に当たり自然環境、社会文化環境等についての情報の収集、環境資源や騒音、振動等の現況を把握します。 ・事業計画区域周辺は住居施設を主として教育施設、福祉施設、医療施設、公園、緑地が存在し、住環境が整った地域での事業となることから、周辺の住環境に配慮した計画となるよう努めます。 	なし
<p>(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、周辺の土地利用状況や地質調査等の結果を踏まえた安全な工法や工程の採用及び騒音、振動等の環境影響を低減するための最新技術を用いた保全対策等を検討します。また、市民への情報提供に努めます ・事業計画区域内には、土砂災害警戒区域が存在しますが、改変を伴わないトンネル工法での施工を基本としています。なお、当該区間の施工に際しては、地盤への影響等について検討し、適切な施工管理を実施します。 ・事業計画区域内には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありませんが、工事実施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づき適切に対応します。 ・工事排水は必要に応じて沈砂槽等により適切に処理し、公共下水道等に排出することを検討します。 ・工事に伴い公共の歩行者空間を一時的に変更する場合には、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、地盤特性等を十分に把握するとともに、適切な工法を採用してください。
<p>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】</p> <p>環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。 	なし

□本事業に係る配慮事項

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選 定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(5)【工作物や敷地の緑化、生物の生息生育環境の確保】</p> <p>緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。</p> <p>緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式は地下式を基本としますが、駅部の開削工事や作業ヤード等地上の改変が伴うこともあり、その場合は、可能な限り影響範囲を小さくするよう努めます。 ・換気塔など地上に設置される施設においては、その敷地内の緑化等を検討します。 	なし
<p>(6)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</p> <p>高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。</p> <p>また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎やホーム等への高効率、省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。
<p>(7)【グリーン購入】</p> <p>建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。 	なし
<p>(8)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減】</p> <p>建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な設計、施工技術を採用し、耐久性、安全性を十分確保した鉄道施設を建設するとともに、「国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画）」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組むことで、新たに構築する鉄道施設の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めます。 ・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械及び工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネ運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの低減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに構築する鉄道施設の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めてください。
<p>(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】</p> <p>省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・延伸事業に伴い必要となる鉄道車両の導入に当たっては、省エネルギー型車両を採用し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。 	なし
<p>(10)【ヒートアイランド現象の抑制】</p> <p>微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎等への高効率、省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。 <p>【(6)に対する意見の再掲】</p>
<p>(11)【施設・文化財の移転、地域分断の回避】</p> <p>ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるように努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式は地下式を基本とするため、地上部の改変区間は限定されますが、重要施設への抵触や地域分断及び埋蔵文化財包蔵地への影響が生じないように計画します。 ・工事実施段階において新たに文化財等を発見した場合には「文化財保護法」等に基づき必要な手続、措置を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業計画区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれているため、関係機関と十分な調整をしてください。</u>
<p>(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】</p> <p>駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式は地下式を基本とするため、新たに地上部に設置する構造物は、主に駅出入口、換気塔、変電所等となりますが、色彩やデザインについては、景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに地上部に設置する構造物については、地域のまちづくり計画と整合を図るよう努めてください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選 定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(13)【環境施設帯の設置】 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯等）を設置するよう努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 構造形式は地下式を基本とするため、環境施設帯の設置は行わない計画ですが、駅出入口、換気塔等の設置に当たっては、植栽スペース整備の可能性についても検討します。 	なし
(14)【地下空間における浸水対策、避難設備の採用】 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎等の施設については、利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降階段及び昇降設備を適切に配置し、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努めます。 本事業に併せて駅周辺での開発事業が実施される場合は、開発事業者と連携して駅と一体となった回遊性向上等に努めます。 浸水防止対策については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日 国土交通省令第151号）」において、「駅、トンネル等の施設には、施設の状況に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設けなければならない（第27条第2項）」と定められています。本事業において、事業計画区域の大部分には浸水想定区域は存在しませんが、施設の状況に応じて、駅出入口等への止水板設置などの浸水防止対策を行います。 	なし
(15)【環境影響における保全対策】 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では騒音、振動等の環境影響を低減するために最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 工事に伴い地下水位、地盤沈下の影響が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえでその状況に応じた設計や工法を検討するとともに、適切な施工管理により影響の低減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下構造物を設置する場合は、<u>地下水位のモニタリングや地盤の変動を把握し、十分な地盤沈下対策を行ってください。</u>
(16)【廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用、雨水の有効利用】 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再利用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 建設発生土は、可能な限り事業内再利用や他の公共事業等での再利用を図ります。 「第7次横浜市環産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 構造形式は地下式を基本とするため、雨水の集水はありませんが、トンネル湧水については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。 	なし

環境情報提供書の概要 【総数0件】	なし
-------------------	----